

見附市告示第 8 4 号

住民票の消除について（公示）

住民票の消除について、調査のうえ、住民基本台帳法施行令第 8 条により令和 4 年月 9 日付けで当市に住所を有しない者として住民票を消除したので、同施行令第 1 2 条第 4 項により公示します。

なお、この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取り消しを求める訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に見附市を被告として提起することができます。

令和 6 年 4 月 9 日

見附市長 稲田 亮

住所	氏名	生年月日
庁舎掲示板を参照ください。		